

不動産業に関する総合的な相談窓口

不動産業相談ダイヤル

TEL : 092 - 476 - 3561

【受付時間】 10:00～12:00、13:30～17:00

(土、日、祝祭日、閉庁日を除く)

※一件当たりのご相談は、他の相談者をお待たせすることのないよう、また、より多くのご相談をお受けするため、30分以内とさせていただきます。

- ・国土交通大臣免許業者を対象に不動産業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- ・法令違反の疑いがある業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。
- ・契約内容に関する事項や管理組合の運営等に関しては、相談先である関係機関、紛争処理機関等をご紹介します。

賃貸住宅管理業の登録等について

●賃貸住宅管理業の登録等について

建設産業課 賃貸住宅管理業係 電話：092-471-6331（代表）

※賃貸住宅管理業の登録申請の際は、「賃貸住宅管理業法ポータルサイト」をご確認いただき申請をおこなってください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/pm_portal/index.html

●特定転貸借事業（サブリース）について

建設産業課 特定転貸借事業適正化係 電話：092-471-6331（代表）

※不適切なサブリース業者についての情報提供制度

[国土交通省に対する申出制度 ←クリック（国土交通省HP）](#)

●賃貸住宅オーナーの、賃貸住宅でのトラブルやお悩みに関する問い合わせ先

（公財）日本賃貸住宅管理協会 <https://www.jpmm.jp/consultation/>

●賃貸住宅の一般的なトラブルやお悩みに関する問い合わせ先

（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちゃんたい協会）

電話：0120-37-5584

不動産業の登録等に関するお問い合わせ

宅地建物取引業の登録等について

- 国土交通大臣免許業者について
建設産業課 不動産業第一係 電話：092-471-6331（代表）
- 各都道府県知事免許業者について
各都道府県の窓口（国土交通省HPをご参照ください）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000019.html
- 不動産取引（売買契約・賃貸借契約の締結等）に関する問い合わせ先
（一財）不動産適正取引推進機構
電話：0570-021-030（代表）/ 03-3435-0877

マンション管理業の登録等について

●マンション管理業の登録等について

建設産業課 不動産業第二係 電話：092-471-6331（代表）

●管理業務主任者証交付申請・登録事項変更等について

建設産業課 不動産業第三係 電話：092-471-6331（代表）

●管理業務主任者の登録実務講習、交付講習等について

（一社）マンション管理業協会 電話：03-3500-2720

●マンションの管理に関する問い合わせ先

（公財）マンション管理センター 電話：03-3222-1517

（一社）マンション管理業協会 電話：050-3733-8982

住宅宿泊管理業の登録等について

●住宅宿泊管理業の登録等について

建設産業課 住宅宿泊管理業係 電話：092-471-6331（代表）

●民泊制度等に関する問い合わせ先

民泊制度コールセンター

電話：0570-041-389